

数は力！あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

発行：2020年6月8日(月) No. 380

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

愛知県休業協力金申請学習会を開催 「がんばって商売続けよう」と誓いあう

5月28日に開催した「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金（以後、県協力金）」学習会に十一名（8業者）が参加しました。これはコロナ禍により、愛知県からの休業や営業時間短縮の要請に協力した事業者への協力金（県・市で五十万円）が交付されるものです。学習会への参加者は、大半が飲食業で、客商売のベテランぞろい。和気あいあいと疑問や意見も出され、にぎやかで、実りある学習会となりました。

先月、六十名近くが参加した持続化給付金の学習会での、パソコンやスマホによる「ウェブ申請」に比べ、今回の協力金は、郵送で申請ができ、より利用しやすい制度になっています。

学習会では、「先週末で、3千件の申請で、半数が不備」の報告もされ、内容について、申請期間・対象事業者・申請方法・必要書類などを説明。事前に県発表の要項にも目を通した参加者は、添付写真等もすでに用意していて、他の参加者にも披露しながら、必要書類のイメージをより深めるのに役立ちました。

学習会の間も、隣の机の人が、わからない場合も説明したり、「マルハチの営業許可証が行方不明になってしまった！」の悩みにも様々なアドバイスを出し合いました。

学習会の最中、持続化給付金の学習会にも参加した学習塾の会員が、「持続化給付金が通帳に入金しました！学習会に参加したおかげですー」とうれしい報告も受け、「皆さんも続いて、県協力金も頑張って申請し、何としても商売を続けましょう」と誓い合いました。



持続化給付金の入金続く

これまでに法人の会員で8人、個人の会員で4人に入金がありました。5月1日の申請が集中したために、逆に遅くなったケースも見受けられましたが、入金された方は「これで支払いに間に合う」とほっとしています。一方で、売上未記入の申告書の場合や、写真が不鮮明などの理由で「不備 メール」を受け取った方も多数。事務所では、連日相談者が訪れています。

事務局員退職のお知らせ

沢田明良事務局員は、2015年2月より名古屋北部民商で活動していましたが、先月5月31日をもって一身上の都合により、退職いたしました。会員の皆さんにお世話になりました。

名古屋市「事業継続応援金」が決まりました！

「基本的に休止を要しない施設」で不特定多数の市民と日常的に接するなどの事業を継続している事業者に10万円の応援金が支給されます。

通常の営業時間が午前5時から午後8時のあいだで、休業要請以降も営業を続けている飲食店やガソリンスタンド、小売店などが対象です。

申請方法など詳細がわかり次第、お知らせします。なお、自主的に休業した理美容業者には、名古屋市の協力金の申請用紙が郵送されています。ご注意ください。



会費は、民商会員である証、民商運動を支える財源です。会費は、毎月15日までに集金し、月末までに民商事務所へ届くようにします。個別に会費を納めている方も、毎月期日までお願いいたします。